

愛媛県教育委員会 3月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成20年 3月24日（月）午後 2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 和田和子

委員 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 菅原正夫

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

生涯学習課長 眞鍋幸一

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 丹下敬治

人権教育課長 宮崎 悟

特別支援教育課長 武智一郎

文化振興課長 荒本 司

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 大杉住子

国民体育大会準備室長 岡田清隆

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 2時00分開会を宣する。

(2) 2月定例会会議録の承認

委員長 2月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 2月定例会会議録を承認する旨宣する。

委員長 報告案件の愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について、議案第8号教育長の任命について、議案第28号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について、議案第29号愛媛県教職員健康審査委員会委員の委嘱について、議案第30号公立小学校教員の懲戒処分について、議案第31号県立学校教員の懲戒処分について、議案第32号県立学校教職員の懲戒処分については、それぞれ人事案件であることから、報告及び審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成20年2月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成20年2月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

和田委員 アレルギー体質の子どもに対する学校給食の実施状況について質問する。

保健スポーツ課長 調理場によっては、別行程の調理を実施してアレルギー体質の子どもに給食を提供している旨、及びアレルギー体質の子どもに対してしっかりとした対応をしなければならないと考えるが、調理過程の問題もあって対策が不十分なところもある旨説明する。

国体実施予定競技の会場地市町第二次内定について

国民体育大会準備室長 平成20年3月18日に開催された第72回国民体育大会愛媛県準備委員会第3回常任委員会で決定された国体実施予定競技の会場地市町第二次内定分15競技16市町について報告するとともに、未選定7競技の検討状況について報告する。

委員長 国体実施予定競技の会場地が未選定の競技は、県内に会場となる施設がないものであるのか質問する。

教育長 ソフトボールは、開催を希望する市町の人気が高いため関係者間で協議を行っている旨、水泳は、施設を新築すると80億円から100億円程度の経費を要し、また、他県においては維持管理費に年間5億円程度の経費が必要とされている例もあることから、仮設による整備や事後の維持管理に要する経費も考慮しながら検討をしている旨、カヌー（ワイルドウォーター・スラローム）は、県内に急流となるところがなく県内開催は難しいと考えている旨、及び会場地の第二次内定で県内の全市町へ競技を配置することができた旨説明する。

委員長 カヌー（ワイルドウォーター・スラローム）は、四国で実施できる会場があるのか質問する。

国民体育大会準備室長 高知県に高知国体の会場となった施設がある旨説明する。

教育長 平成20年に開催する大分国体では熊本県で2競技が実施される旨、及び競技団体は県内の開催を希望しているが、施設整備に要する経費等を考慮しながら、競技によっては県外開催も視野に入れて調整を行いたい旨説明する。

競技力向上対策事業費補助金問題の一連の状況について

国民大会準備室長 新聞等で報道された競技力対策事業費補助金問題について、次のとおり概要を説明する。

- ・ 県陸上競技協会の役員を務める県立学校教員が指導する陸上部の生徒に偽の領収書を書かせていた事案

県教委が実施した補助金の検査において、事業の実施を証明する大会記録等や経費の支出を証明する領収書等の提出を指示したが、これらの資料は、競技団体で5年間は保存し、提出を求められればすぐに提出できるようにしておくよう年度当初に説明していた資料であり、検査に臨んで改めて作成を指示したものではない旨説明する。さらに、本件事案の、事業の実施自体は確認ができていることから、偽造された領収書に記載されている本人に対して、実際に事業へ参加し、経費を受領していることを確認中であり、一部は既に確認できているが、最終的に、この確認ができれば、領収書の作成過程は適正を欠いているが、補助金の認定としては問題がないと考えている旨説明する。

- ・ 過去の競技力向上対策事業費補助金の使途を調べた検査において競技団体作成の領収書に実際の航空運賃と異なる額の領収書等が含まれていた事案

県教委が実施した補助金の検査では、競技団体に過去の関係資料が十分に残っていないという厳しい状況の中で、大会記録等から実際に実施していることが確認できた事業について、領収書のほか支出の状況証拠となる資料を基に関係者のヒヤリングを行いながら、社会通念上合理性があると認められた支出について総合的に補助認定した旨説明するとともに、本件事案については、航空運賃等の表記の仕方に誤りはあるものの、補助認定した総額が事業のために実際に支払われていることは確認できていることから、補助認定額自体は問題がないと考えている旨説明する。

- ・ 県水連の理事長が、連盟の積立金を私的流用した事案

本件事案は、県水連が長年、会員登録料等の自己財源を積み立てていたものを理事長が私的流用したものであり、この積立金は、自己財源であるばかりでなく、県教委が補助金問題対応のため行った検査の対象年度以前の平成13年度までに積み立てられたものであることから、補助金の問題と直接の関係はない旨説明するとともに、県水連は任意団体のため、県教委に会計事務全般について指導監督する権限はないが、国体の主要事業を担う団体であり、適正な会計処理のもとに競技力向上に取り組んでもらう必要があることから、指導責任のある県体協と連携して競技力強化の観点から指導したい旨説明する。

松岡委員 報道された競技力向上対策事業費補助金問題の一連の事案は、十分に調査して県民の理解を得られる報告をすべきである旨意見を

述べるとともに、県立学校教員が指導する陸上部の生徒に偽の領収書を書かせていた事案は、補助金の問題だけではなく教育の問題である旨意見を述べる。

委員長 補助金の問題は、県体協と競技団体の長年の慣習による不適切な取扱いが顕在化した結果だと考えるが、生徒に偽の領収書を書かせた行為については、教員として絶対にやってならないことで論外であり、大変残念である旨意見を述べる。

教育長 生徒に偽の領収書を書かせた件について、本人は校長とともに保護者に謝罪を行い反省しているが、軽率な行為で教育の問題としてしっかり対応し定例会で報告するとともに、補助金の問題は、補助経費として認定した経費が事業に使用されているか調査・確認したい旨説明する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第9号を上程する。

○議案第9号 愛媛県教育基本方針について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育行政を効果的に推進するため、愛媛県教育基本方針を定める原案を説明するとともに、平成20年度教育重点施策について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 平成20年度は、社会総がかりで取り組む教育の推進及び教員が子ども一人ひとりに向き合う環境づくりを教育重点施策の新規項目として追加した旨説明する。

委員長 授業評価システムの構築は、市町教委を中心として取り組むこととなるのか質問する。

義務教育課長 授業評価システムは、市町教委の助言を受けてそれぞれの学校で構築することとなる旨、及び県教委は、研究指定校を指定して教科ごとの授業評価マニュアルを作成したい旨説明する。

委員長 授業の鉄人制度は廃止したが、今後、授業の鉄人のような制度を検討するのか質問する。

教育次長 教職員の資質・能力向上のために授業の鉄人に代わる制度を検討することも必要と考える旨説明する。

委員長 県立中等教育学校の全国学力・学習状況調査の結果は、今治東中等教育学校が他の2校より低いようであるが、今後の取組についてどのように考えるか質問する。

高校教育課長 中等教育学校は平成20年度に全学年が揃うこととなり、1期生の成果が注目されることとなるので、3校連絡会など通じてそれ

それぞれの学校の特色等について情報交換を行い、取組について検討したい旨、及び今治東中等教育学校は、今回の学力・学習状況調査の結果は低かったが、部活動の運動面で成果が表れている旨説明する。

教育長 全国学力・学習状況調査は、平成20年度にも実施されるので、その調査結果も見ながら取組について検討したい旨説明する。

委員長 いじめ問題については、認知した件数が少ないからよいというものではなく、必ずあるものなのだという認識で対策に取り組んでもらいたい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

委員長 議事を再開する旨宣する。

委員長 議案第10号を上程する。

○議案第10号 愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育委員会事務局及び教育機関の組織を改めるため、愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 廃止する東予青年の家及び南予青年の家について、それぞれ西条市及び宇和島市と市の施設として活用できるよう協議を進めている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第11号を上程する。

○議案第11号 愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、教育長に委任できない事務が法律により規定されたため、愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第12号を上程する。

○議案第12号 愛媛県教育文化賞規則の一部を改正する規則について
委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、教育文化賞推薦委員会の関係条文を削除するとともに、規定の整備を行うため、愛媛県教育文化賞規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第13号を上程する。

○議案第13号 えひめ青少年ふれあいセンター管理規則の制定について
委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 えひめ青少年ふれあいセンターの管理運営に関し必要な事項を定めるため、えひめ青少年ふれあいセンター管理規則を制定する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第14号を上程する。

議案第14号 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則及び愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 えひめ青少年ふれあいセンターの職員の勤務時間の割振り等を定めるため、愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則及び愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第15号を上程する。

○議案第15号 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律により教育職員免許法の一部が改正されることに伴い、規則において定めている宣誓書に記載の教員免許の欠格事由の表記を、改正後の教育職員免許法の表記に合わせるため、愛媛県教育職員の免許に関する

規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第16号を上程する。

○議案第16号 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律により教育公務員特例法の一部が改正されることに伴い、指導改善研修の手続きを定める等のため、指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 指導力不足等教員には、教育公務員特例法において分限免職その他の措置を講ずることと規定された旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第17号を上程する。

○議案第17号 職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が施行されることに伴い、規則において定めていた教育職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を改めるため、職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第18号を上程する。

○議案第18号 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例の施行による今治東高校及び松山西高校の廃止に伴い、並びに宇和島南高校全日課程を廃止するため、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則

及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第19号を上程する。

○議案第19号 愛媛県県立学校学則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程の授業料を一定期間内に納付しない者に対し、出席停止及び退学を命じることができるようになるため、愛媛県県立学校学則の一部を改正する原案を説明するとともに、この制度の運用にあたって手続き等を定めることとしている要綱の概要について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 授業料未納者に対して出席停止や退学を命じる場合は、県下で統一した取扱いが必要である旨意見を述べる。

高校教育課長 校長が授業料未納者に対する出席停止や退学を命じる場合の手続については、要綱に明示することとし、県下で統一的な取扱いを行うこととしたい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第20号を上程する。

○議案第20号 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 学校教育法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、規則において引用していた改正前の学校教育法の規定がずれることから、改正後の同法の条項に改正するとともに、副校長の呼称を分校長に改めるため、愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第21号を上程する。

○議案第21号 愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行に

に伴い学校評価を実施するため、及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い規則において引用していた改正前の学校教育法の規定がずれることから改正後の同法の条項に改正するため、愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第22号を上程する。

○議案第22号 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、教育職員等に育児短時間勤務制度が創設されることから、技能労務職員についても育児短時間勤務制度を導入するため、技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第23号を上程する。

議案第23号 愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育委員会事務局及び教育機関の組織改正による関係規則の改正に伴い、愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等について原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第24号を上程する。

議案第24号 えひめ青少年ふれあいセンター処務規程の制定について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 えひめ青少年ふれあいセンターの処務に関し必要な事項を定めるため、えひめ青少年ふれあいセンター処務規程を制定する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第25号を上程する。

議案第25号 教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部が改正され、教育事務所が再編されることに伴い、教育事務所の名称、位置及び所管区域を改めるため、教育事務所の名称、位置及び所管区域を定めた告示の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第26号を上程する。

議案第26号 公益信託の許可について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 公益信託武智義加ものづくり奨学基金について、趣旨、目的及び事業内容いずれも適当と認められるので、公益信託ニ関スル法律第2条第1項の規定により、公益信託の許可をする原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第27号を上程する。

議案第27号 知事の権限に属する事務の一部の補助執行について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 公の施設として設置する萬翠荘に関する事務について、地方自治法第180条の2の規定により、知事の権限に属する事務の一部を教育長及び教育委員会事務局職員に補助執行させる知事からの協議に同意する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

専決処分の承認

教職員の報賞について

委員長 専決処分について報告を求める。

義務教育課長 死亡した公立小学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開とする旨宣する。

(5) 教育長報告

委員長 報告を求める。

愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について

義務教育課長 愛媛県教員の資質向上審査委員会の審査結果を基に、3名の教員を指導力不足等教員として認定したことについて報告する。

委員長 指導力不足等教員の認定者が減少してきた理由を質問する。

義務教育課長 学校で教員の状況を観察し、教員に対する自校研修を実施している成果と考える旨説明する。

(6) 議案審議

委員長 議案第8号を上程する。

○議案第8号 教育長の任命について

委員長 野本教育長の教育委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条の規定により、平成20年4月1日付けで教育委員に就任予定の藤岡 澄氏を教育長に任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 藤岡 澄氏の略歴及び教育行政歴について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第28号を上程する。

○議案第28号 愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条の規定により、愛媛県教科用図書選定審議会委員を任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第29号を上程する。

○議案第29号 愛媛県教職員健康審査委員会委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県教職員健康審査委員会委員の任期満了に伴い、愛媛県教職員健康審査委員会規則第2条第1項の規定により、委員を委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第30号を上程する。

○議案第30号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした公立小学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第31号を上程する。

○議案第31号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 個人的な悩みで失踪し、平成20年1月7日から11日までの5日間、学校を無断欠勤した県立学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 この教員の現在の状況及び教員が不在の間の授業の対応状況について質問する。

高校教育課長 失踪し保護されてからは、授業等は一切行わず、学校で研修を実施していた旨、授業は他の教員が交代で対応している旨、及び平成20年3月1日からは、総合教育センターで13月間の研修を実施することとした旨説明する。

委員長 総合教育センターで13月間の研修を実施することとした理由を質問する。

高校教育課長 保護された当時は、本人は教員を続けられないという精神状態であったが、学校で研修を受けているうちに教員を続けたいという意欲が強くなってきたので研修を実施することとした旨説明する。

伊藤委員 民間では解雇もあり得る事例であるが、今回の処分とした理由を質問する。

教育総務課長 知事部局の事例では、1箇月以上無断欠勤すると懲戒免職としているが、今回の件は、無断欠勤が5日間であることから、知事部局の事例を勘案し、検討した結果、原案とした旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第32号を上程する。

○議案第32号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 交通違反をした県立学校教職員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

伊藤委員 交通違反の事実が本人の申告により判明することとなるのか、そうであれば申告しなければ処分を受けることはないのか質問する。

教育次長 交通違反は、本人の申告に基づき事実関係を確認し処分を科している旨、及び交通違反をしたにもかかわらず申告せずについて、後にその事実が発覚した場合は、重い処分を科すこととなる旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

教育に関する事務の点検及び評価について

松岡委員 平成20年度から実施することとされた教育に関する事務の点検及び評価の検討状況について質問する。

教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施することが規定されたので、平成20年度中に平成19年度又は平成20年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、有識者の知見を活用しながら点検及び評価を実施し議会に報告する必要がある旨、及び教育に関する事務の点検及び評価の内容や方法は、現在実施している行政評価や決算資料等と整合性を図る必要があると考えられるので、他県の事例も参考しながら平成20年度にその方法を検討したい旨説明する。

(7) 閉 会

委員長 午後4時45分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。